

令和元年度 第12回板倉区地域協議会 次第

日 時：令和2年1月8日(水)
午後6時から

場 所：板倉コミュニティプラザ
201・202会議室

1 開 会

2 会長あいさつ

3 所長あいさつ

4 報告

- ・総合事務所の時間外受付の見直し概要等について（資料1）

5 諮問

- (1) 諮問第122号 板倉地区公民館筒方分館の廃止について（資料2）
- (2) 諮問第123号 板倉地区公民館寺野分館の廃止について（資料3）
- (3) 諮問第124号 板倉地区公民館菰立分館の廃止について（資料4）

6 協議

- (1) 令和2年度地域活動支援事業について（資料5）
- (2) 地域協議会活動報告会について（資料6、資料7）

7 その他

8 閉 会

- ・次回（案） 2月6日（木）午後6時～ 第13回板倉区地域協議会
板倉コミュニティプラザ 3階 市民活動室

総合事務所の時間外受付の見直し概要等について

上越市 自治・市民環境部 自治・地域振興課
板倉区総合事務所

令和2年4月から、総合事務所の時間外受付の見直しを次のとおり予定しています。

1 見直し概要について

(1) 時間外受付を開設する総合事務所について

- 時間外受付（平日 17 時 15 分から翌日 8 時 30 分まで、及び土日・祝日の全日）を開設する総合事務所は、浦川原区、柿崎区及び板倉区とします。

※ 10 区（安塚区、大島区、牧区、大潟区、頸城区、吉川区、中郷区、清里区、三和区及び名立区）の総合事務所では、時間外受付を開設せず、当直（宿直・日直）を配置しないものとします。

(2) 時間外における戸籍届等の手続きについて

- 戸籍届等の手続きは、時間外受付を開設する 3 か所の総合事務所又は木田庁舎の時間外受付で、市民の皆さんがお住まいの区にかかわらず、これまでどおり手続きができます。

(3) 時間外における総合事務所宛ての電話について

- 時間外受付を開設しない総合事務所に電話をした場合、その電話は時間外受付を開設する総合事務所又は木田庁舎に自動転送し、転送先の当直が対応します。

< 電話転送先 >

○安塚区及び大島区	⇒	浦川原区総合事務所に転送
○大潟区及び吉川区	⇒	柿崎区総合事務所に転送
○牧区、中郷区及び清里区	⇒	板倉区総合事務所に転送
○頸城区、三和区及び名立区	⇒	木田庁舎に転送

(4) 時間外における防災行政無線の放送について

- 災害に関する避難情報の発令等については、職員がこれまでどおり放送します。
- これまで職員の指示に基づき当直が対応してきた、もしくは登庁した職員が直接対応してきた火災や停電の発生、クマ目撃等については、当該情報の覚知後、登庁した職員が放送します。

※ 消防団の出動については、これまでどおり、団員に電子メールで出動命令が通知され、必要に応じて団員間で連絡を取りながら現場に参集します。

※ 災害や犯罪、交通事故等に関する情報については、市が情報を配信する「安全メール」に登録することで、携帯電話やパソコンの電子メールで受け取り、文字情報として確認いただけます。

登録をご希望の方は、市のホームページ（トップページ中の「上越市安全メールの登録方法」）や総合事務所の窓口での手続きをぜひご検討ください。

(参考)「安全メール」でお知らせする内容

※配信を希望する情報を選ぶことができます。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 防犯情報（不審者情報・事件情報）② 防災情報（災害発生情報・避難関係情報・台風接近情報）③ 火災情報（火災発生情報・鎮火情報）（注）配信は昼夜不問④ 交通安全情報（交通事故発生情報・防止対策情報）⑤ その他（クマ、サルなどの出没情報、行方不明者情報等） |
|--|

(5) 時間外における施設の防犯対策について

○ 閉館（閉庁）後で職員等が不在の時間帯は、警備会社による機械警備を行います。

(参考) コミュニティプラザのご利用について

○ コミュニティプラザは、これまでどおりの時間帯で、ご利用いただけます。（開館時間：午前 8 時 30 分から午後 10 時まで）

※ コミュニティプラザには、利用受付等を担う管理人を 1 人配置します。

2 今後の主な予定について

令和 2 年 1～2 月 13 区での住民説明会の開催
機械警備導入に向けた契約事務

3 月 時間外受付の見直しに関する広報等でのお知らせ
機械警備導入に向けた工事

4 月 1 日～ 見直し後の体制での時間外受付を開始

上教社第6893号
令和元年12月25日

板倉区地域協議会
会長 平井 達夫 様

上越市長 村山 秀幸
(教育委員会社会教育課)



上越市立板倉地区公民館筒方分館の廃止について（諮問）

下記の事項について、上越市地域自治区の設置に関する条例第7条第2項の規定により意見を求めます。

記

諮問第122号 上越市立板倉地区公民館筒方分館の廃止について
※ 諮問内容については、別紙のとおり

[諮問理由]

近年、当施設において公民館分館活動での利用実態が無く、活動は隣接する建物のほか、地域内の施設で行われていることを踏まえ、上越市立板倉地区公民館筒方分館を公の施設として廃止することに関し、板倉区の住民の生活に及ぼす影響という観点から、意見を求めるもの



板倉区総合事務所
総務・地域振興グループ

別紙

現況	諮問内容
<p>1 目的 上越市区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種事業を行い、もって生活文化の振興及び社会教育の推進に寄与することを目的とする。</p> <p>2 名称及び位置 上越市立板倉地区公民館筒方分館（板倉区筒方 121 番地）</p> <p>3 利用時間 午前 8 時 30 分から午後 10 時まで</p> <p>4 休館日 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日まで</p>	<p>1 廃止予定日 令和 2 年 4 月 1 日</p>

※ 施設の利用状況等については参考資料 1 のとおり、施設に関する位置図・平面図については参考資料 2 のとおり

上越市立板倉地区公民館筒方分館の概要等について

1 施設の名称

上越市立板倉地区公民館筒方分館

2 施設の位置

上越市板倉区筒方 121 番地

3 施設の概要

- (1) 設置年月 昭和 50 年 10 月
- (2) 延床面積 541.00 m²
- (3) 構造等 鉄骨造 1 階建
- (4) 主な施設 体育館

4 施設の開館時間等

- (1) 利用時間 午前 8 時 30 分から午後 10 時まで
- (2) 休館日 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日まで

※ 教育委員会が必要と認めるときは、これを変更することができる。

5 施設の利用状況

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
利用件数 (件)	0	0	0	0	0
利用者数 (人)	0	0	0	0	0

○平成 16 年 3 月に閉校した小学校体育館を公民館分館に位置づけた。

○近年、当施設において利用実態はない状況にある。

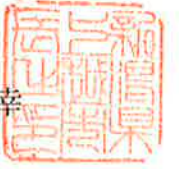
平面図



上教社第6894号
令和元年12月25日

板倉区地域協議会
会長 平井 達夫 様

上越市長 村山 秀幸
(教育委員会社会教育課)



上越市立板倉地区公民館寺野分館の廃止について（諮問）

下記の事項について、上越市地域自治区の設置に関する条例第7条第2項の規定により意見を求めます。

記

諮問第123号 上越市立板倉地区公民館寺野分館の廃止について
※ 諮問内容については、別紙のとおり

[諮問理由]

近年、当施設において公民館分館活動での利用実態が無く、活動は地域内の施設で行われていることを踏まえ、上越市立板倉地区公民館寺野分館を公の施設として廃止することに関し、板倉区の住民の生活に及ぼす影響という観点から、意見を求めるもの



板倉区総合事務所
総務・地域振興グループ

別紙

現況	諮問内容				
<p>1 目的 上越市区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種事業を行い、もって生活文化の振興及び社会教育の推進に寄与することを目的とする。</p> <p>2 名称及び位置 上越市立板倉地区公民館寺野分館（板倉区久々野 2778 番地）</p> <p>3 施設 体育館</p> <p>4 利用時間 午前 8 時 30 分から午後 10 時まで</p> <p>5 休館日 1 2 月 2 9 日から翌年 1 月 3 日まで</p> <p>6 使用料</p> <table border="1" data-bbox="241 1141 1102 1236"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>使用料（1 時間につき）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>体育館</td> <td>5 0 0 円</td> </tr> </tbody> </table>	施設名	使用料（1 時間につき）	体育館	5 0 0 円	<p>1 廃止予定日 令和 2 年 4 月 1 日</p>
施設名	使用料（1 時間につき）				
体育館	5 0 0 円				

※ 施設の利用状況等については参考資料 1 のとおり、施設に関する位置図・平面図については参考資料 2 のとおり

上越市立板倉地区公民館寺野分館の概要等について

1 施設の名称

上越市立板倉地区公民館寺野分館

2 施設の位置

上越市板倉区久々野 2778 番地

3 施設の概要

- (1) 設置年月 平成 5 年 3 月
- (2) 延床面積 757.00 m²
- (3) 構造等 鉄筋コンクリート造 4 階建
- (4) 主な施設 体育館

4 施設の開館時間等

- (1) 利用時間 午前 8 時 30 分から午後 10 時まで
- (2) 休館日 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日まで

※ 教育委員会が必要と認めるときは、これを変更することができる。

5 施設の利用状況

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
利用件数 (件)	0	0	0	0	0
利用者数 (人)	0	0	0	0	0

○平成 16 年 3 月に閉校した小学校体育館を公民館分館に位置づけた。

○近年、当施設において利用実態はない状況にある。

平面図



上教社第6895号
令和元年12月25日

板倉区地域協議会
会長 平井 達夫 様

上越市長 村山 秀幸
(教育委員会社会教育課)



上越市立板倉地区公民館孤立分館の廃止について（諮問）

下記の事項について、上越市地域自治区の設置に関する条例第7条第2項の規定により意見を求めます。

記

諮問第124号 上越市立板倉地区公民館孤立分館の廃止について
※ 諮問内容については、別紙のとおり

[諮問理由]

当施設において公民館分館活動での利用実態は無く、町内会の集会在主であり、すでに相応の管理を委ねていることを踏まえ、上越市立板倉地区公民館孤立分館を公の施設として廃止することに関し、板倉区の住民の生活に及ぼす影響という観点から、意見を求めるもの



別紙

現況	諮問内容
<p>1 目的 上越市区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種事業を行い、もって生活文化の振興及び社会教育の推進に寄与することを目的とする。</p> <p>2 名称及び位置 上越市立板倉地区公民館孤立分館（板倉区孤立 2687 番地 1）</p> <p>3 利用時間 午前 8 時 30 分から午後 10 時まで</p> <p>4 休館日 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日まで</p>	<p>1 廃止予定日 令和 2 年 4 月 1 日</p>

※ 施設の利用状況等については参考資料 1 のとおり、施設に関する位置図・平面図については参考資料 2 のとおり

上越市立板倉地区公民館孤立分館の概要等について

1 施設の名称

上越市立板倉地区公民館孤立分館

2 施設の位置

上越市板倉区孤立 2687 番地 1

3 施設の概要

- (1) 設置年月 昭和 57 年 11 月
- (2) 延床面積 523.48 m²
- (3) 構造等 鉄骨造 2 階建
- (4) 主な施設 体育館、教室

4 施設の開館時間等

- (1) 利用時間 午前 8 時 30 分から午後 10 時まで
- (2) 休館日 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日まで

※ 教育委員会が必要と認めるときは、これを変更することができる。

5 施設の利用状況

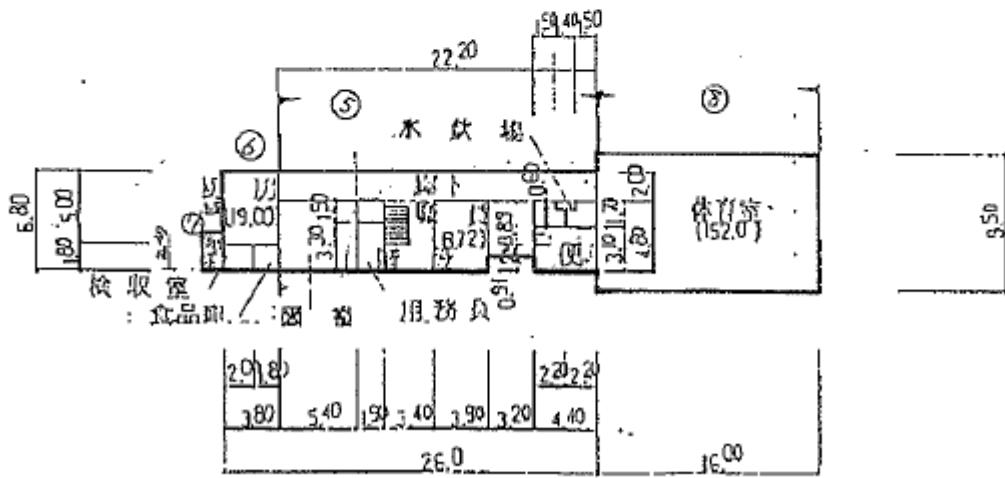
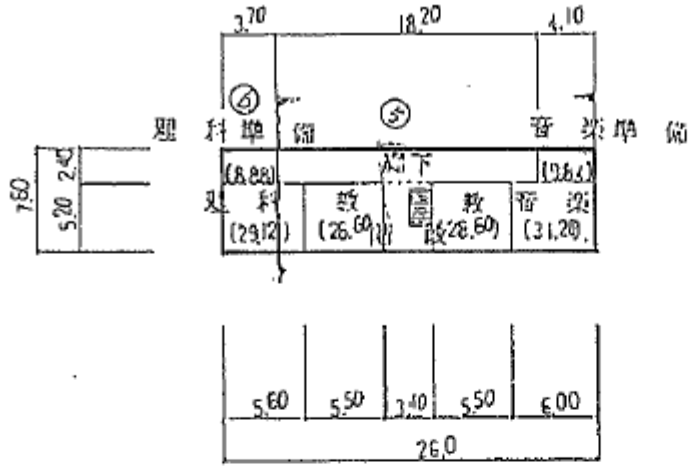
	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
利用件数 (件)	78	80	75	67	84
利用者数 (人)	834	965	754	600	743

※利用件数及び利用者数は町内会利用実績

○平成 2 年 3 月に閉校した小学校分校を公民館分館に位置づけた。

○教育財産の目的外使用により地元が利用しており、維持管理経費を地元が負担している。

平面図



令和 2 年度板倉区地域活動支援事業採択方針等（案）

※この要項は、令和 2 年度の予算の成立を前提としたものであり、今後、変更する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

1. 審査項目

《ア 板倉区の採択方針》

提案事業が「優先して採択すべき事業」、「その他の事業」、「採択すべきでない事業」のいずれに該当するかを審査する。

審査の方法：該当項目に○印

○優先して採択すべき事業

板倉区の持つ資源と交通上の立地の優位性をいかし、内外の交流を促進することにより地域の活力を高めることを目標に、地域住民が自主的に取り組む事業のうち、次に掲げる事業を優先的に採択すべき事業とする。

①板倉区の魅力を発信する事業

キャッチフレーズの作成や、インターネットの活用等により板倉区の歴史・文化・特産物の情報や魅力を広く発信する事業

- (例) ・ホームページを構築し地域やイベントを紹介する事業
- ・ガイドブックを作成し、観光スポットを紹介する事業

②板倉区の歴史・文化を伝承する事業

板倉区の歴史・文化の保存や伝統行事を復活させる事業

- (例) ・伝統文化である神楽や踊りを保存・継承する事業
- ・地域に伝わる昔話を紙芝居にし、上演する事業

③板倉区の新たな価値を創り出す事業

板倉区の様々な資源を観光や産業振興に結び付ける事業

- (例) ・地域の観光資源を整備し、説明員を育成して観光客を呼び込む事業
- ・区内にある貴重な資源（自然・物）をいかし、体験やイベントを行う事業
- ・観光振興のため研究会を開催する事業

④地域や世代をつなぐ事業

複数の地域・団体間の交流や、子供から高齢者までの世代間交流を促進する事業

- (例) ・まちづくりのためのフォーラムを開催する事業
- ・複数の団体と協力し地域おこしのイベントを開催する事業

⑤地域課題を解消する事業

地域の課題を把握し、住民の不安や悩みを取り除く事業

- (例) ・高齢者に買い物の楽しみを提供し、高齢者が社会から孤立することを防ぎ、いきいきとした生活を送るために買い物ツアーを行う事業

○その他の事業

優先して採択すべき事業以外の事業で、地域の課題解決や活力向上に資すると認められる場合は採択すべき事業とする。

○補助対象としない事業

- ・防犯灯のLED整備事業
- ・申請団体のみの交流促進に留まる事業

○補助対象としない経費

- ・イベントで不特定多数に料理を振る舞う場合等は、受益者負担とする。
- ・ユニフォームなど、特定の個人が継続して使用する備品類。

《イ 共通審査基準》

提案事業が「審査項目の基準を満たしているか」を視点を採点する。(審査項目は、全28地域自治区(全市)で共通)

審査の方法：5点満点で採点※公共性のみ10点満点

審査項目	審査の視点	配点
①公益性	<ul style="list-style-type: none">・提案事業の成果が広く地域に還元されるものか。・補助金を充てて購入した物品や修繕した施設等が、長く地域で活用される見込みがあるか。・全市的な方向性と合致しているか。・提案者以外の市民や事業者、団体等に不利益を与えるものではないか。	10点
②必要性	<ul style="list-style-type: none">・地域の課題解決や活力向上に効果が見込まれる取組であるか。・地域の実情や住民要望に対応したものか。・緊急性の高い提案事業であるか。・ほかの方法で代替できないものであるか。・補助金を充てる経費が、提案事業を実施する上で不可欠なものであり、その規模も必要な限度となっているか。	5点
③実現性	<ul style="list-style-type: none">・目標(達成すべきこと)や事業内容が明確なものか。・関係者との合意形成や組織内部での実施態勢が整っているか。・資金調達の規模や時期に無理はないか。	5点
④参加性	<ul style="list-style-type: none">・提案事業の実施に当たり、提案者に限らず多くの住民等の参加が期待できるものか。	5点
⑤発展性	<ul style="list-style-type: none">・新しい発想が感じられる取組や、先進的な取組であるか。・事業の終了後における自立性や発展性は期待できるか。・提案団体に、信頼性や将来性はあるか。	5点
合計		30点

《配点の目安》

審査項目	配点	配点の目安
① 公益性	10点	<p>10点 } <u>優れている</u></p> <p>9点 } <u>優れている</u></p> <p>8点 } <u>やや優れている</u></p> <p>7点 } <u>やや優れている</u></p> <p>6点 } <u>普通</u></p> <p>5点 } <u>普通</u></p> <p>4点 } <u>やや劣っている</u></p> <p>3点 } <u>やや劣っている</u></p> <p>2点 } <u>劣っている</u></p> <p>1点 } <u>劣っている</u></p>
② 必要性	5点	5点…優れている
③ 実現性	5点	4点…やや優れている
④ 参加性	5点	3点…普通
⑤ 発展性	5点	2点…やや劣っている
		1点…劣っている

※「採択すべきでない事業」に該当すると判断した場合は、共通審査基準の採点を行わない。

《その他考慮すべき事項》

- ① 過年度に採択された事業で、同一団体から同一内容の事業が提案された場合、3回目以降は、地域協議会で事業の必要性、発展性について、十分確認・審査し、採択の可否を判断する。
- ② 複数年度に及ぶ事業は、申請時に提案書に長期計画であることが明記されていれば、採択回数は限定しない。
- ③ 備品（※）については、備品購入が地域の課題解決や活力向上に不可欠であるとともに、それらを利用して住民及び団体が活動を行うために必要であるかを判断する。なお、備品購入を行う場合は、レンタル等で導入経費を削減できない理由や、償却期間までの活用予定、管理体制等を確認する。
 (※) 備品とは、耐久年数が1年以上で、長期間にわたりその形状を変えずに繰り返し使用できるものをいう。1回限りで使い切るまたは使うにつれ量が減る文房具や紙類等の消耗品と区別する。
- ④ 工事や修繕については、工事等の実施が地域の課題解決や活力向上に不可欠であるとともに、工事等が住民及び団体が活動を行うために必要であるかを判断する。

2. 審査に関する事項

(1) 補助率

- ・補助対象経費に対し、10/10以内とする。

(2) 補助金額の上限及び下限

- ・補助金額の下限は5万円以上、上限は100万円とする。
- ・ただし、単年度での事業実施が必要不可欠と認められる場合に限り、100万円を超える補助金額とすることができる。

(3) 事業提案者に地域協議会委員が含まれる場合の取扱い

- ・地域協議会委員が提案団体の代表者又は担当者の場合は、当該事業の審査から外れる。

3. 審査方法

(1) 事務局による事業説明

- ・提案事業一覧及び提案書
- ・現地確認

(2) 提案者へのヒアリング

- ・提案団体からプレゼンテーション（事業説明）をしてもらい、提案者（団体）へヒアリングを行う。

(3) 採点票の記入

- ・各委員（無記名）は、評価結果を採点票に記入する。
- ・採択方針との整合については、提案された事業が「優先して採択すべき事業」、「その他の事業」、「採択すべきでない事業」のどの項目に該当するか、いずれか1つに○印を記入する。
- ・共通審査基準については、**公益性に10点、その他審査項目に5点を配点**し、1事業当たり**30点満点**とする。ただし、「採択すべきでない事業」に該当すると判断した場合は、共通審査基準の採点を行わない。
- ・各項目を5段階評価し、0点は付けない。
- ・地域協議会委員が提案団体の代表者又は担当者場合は、提案事業の審査はできない。

(4) 採点票の回収、採点結果一覧の作成

- ・総合事務所は、共通審査基準の各審査項目の平均点と、その合計の算出等を行う。
- ・板倉区の採択方針との整合及び共通審査基準の合計が高い順に申請事業を並べ替えた一覧を作成する。

(5) 採択すべき事業、採択すべきでない事業についての協議

①板倉区の採択方針との整合の審査

- ・**「優先して採択すべき事業」「その他の事業」「採択すべきでない事業」の判断は委員の過半数により決定する。**
- ・**「優先して採択すべき事業」「その他の事業」「採択すべきでない事業」のいずれか2つの事業が半数以上で、同数だった場合は①「優先して採択すべき事業」②「その他の事業」③「採択すべきでない事業」の順とする。**
- ・**どの項目も半数に達さなかった場合、「優先して採択すべき事業」と「その他の事業」の合計が過半数に達する場合は「その他事業」とする。**

②共通審査項目の最低基準の設定

- ・各審査項目の平均点の合計が10点以下の事業は、「採択すべきでない事業」とする。

(6) 採択すべき事業の選定及び助成金額の確認

- ・「優先して採択すべき事業」は、得点が上位の事業から審査を行う。
- ・「優先して採択すべき事業」は、内容を精査し採択額を決定するため、採択額は補助金希望額とならない場合がある。
- ・採択額は今年度の板倉区配分額の範囲で決定する。
- ・配分額に余りがある場合に限り、「その他の事業」の得点が上位の事業から審査を行う。
- ・残額が生じた場合は、必要に応じて追加募集を行う。
- ・**審査は得点が上位の事業から行うため、得点が下位の事業は「優先して採択すべき事業」であっても、配分額の残額により、採択額は補助希望金額とならない場合がある。**

(7) 事業実施者等への地域協議会の意見の取りまとめ

- ・「採択すべき事業」については、事業実施者に対し、事業の執行上配慮すべき点の取りまとめを行う。
- ・「採択すべきでない事業」については、事業提案者に対し、不採択理由等の取りまとめを行う。

4. スケジュール

- ① 地域活動支援事業活動報告会の開催（採択基準の説明含む）：**2月下旬**
- ② **事前相談の受付**：**3/1～**
- ③ **地域活動支援事業採択基準説明会の開催**：**3月下旬**
- ④ 募集要項等の配布開始：3/30～
- ⑤ 提案の募集期間：4/1～**5/8**
- ⑥ 地域協議会での審査：5月中旬～下旬
- | | |
|-------------------|--------------------|
| 提案事業一覧表・提案書の写しの配付 | 5月中旬 |
| 現地確認及び提案者へのヒアリング | 5月下旬 |
| 採点票の提出 | 5月下旬 |
| 採択事業等の審査 | <u>6月上旬</u> |
- ⑦ 採択事業の決定・公表 6月上旬～
- ⑧ 補助金の交付決定・事業の実施 6月中旬～
- ⑨ 追加募集の実施
1次募集事業の審査終了後、配分額に5万円以上の残額がある場合は1回のみ追加募集を行う。
- ⑩ その他
必要に応じ、地域活動支援事業の検証のため、採択年度以降に地域協議会委員による事業実施団体の活動状況調査を行う場合がある。

地域協議会の活動報告会開催について（案）

- 開催日時：(案①) 令和2年2月19日(水) 午後6時30分～8時
(案②) 令和2年2月22日(土) 午後1時30分～3時
(案③) 令和2年2月24日(月) 午後6時～7時30分
(案④) 令和2年3月 1日(日) 午後6時～7時30分

- 開催場所：(案①、③、④) 板倉区コミュニティプラザ 市民ホール
(案②) 板倉農村環境改善センター 多目的ホール

- 開催内容：下記日程のとおり
 - (5分) ○ 開会（司会：次長）
 - ・所長あいさつ
 - (40分) ○ 地域協議会活動報告（司会：小林副会長）
 - ・会長あいさつと総括（平井会長）(20分)
 - ・活動報告（各部会5分）
 - ▶ 地域振興部会（西田座長）
 - ▶ 健康福祉部会（徳永座長）
 - ▶ 産業建設部会（古海座長）
 - ▶ 地域活動支援事業検討部会（上野座長）
 - (30分) ○ 令和元年度地域活動支援事業の活動発表（10分×3）
 - ・支援事業の中から代表的な活動として3事業の発表を行う。
 - (5分) ○ 令和2年度地域活動支援事業について（嘉鳥G長）
 - ・板倉区の採択基準等の説明及び周知
 - (5分) ○ 地域協議会委員の改選について（嘉鳥G長）
 - ・地域協議会委員の役割等の説明
 - ・改選のスケジュールについて
 - (5分) ○ 質疑応答
 - 閉会（小林副会長）

■対象者：市民（板倉区在住）

■周知方法：下記のとおり

- 広報じょうえつ（2月1日号）
- 板倉区だより（2月1日号）
- 地域協議会だより（2月1日号）
- 防災行政無線 等

■その他

地域活動支援事業について、報告会で発表しない団体は、3月の地域協議会の中で報告してもらうこととする。

地域協議会活動報告（ 部会）

担当委員	
協議内容	
協議経過	
協議結果	

地域協議会活動報告（●●●●部会）

<p>担当委員</p>	<p>○○ ○○（座長）、●● ●●、◇◇ ◇◇、◆◆ ◆◆</p>
<p>協議内容</p>	<p>○○について</p>
<p>協議経過</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・H**年*月*日 自主的審議事項のテーマとして決定し、●●部会で協議を開始 ・H**年*月*日 部会を開催し対応を協議 ・ ・ ・ ・H**年*月*日 協議結果をまとめ、地域協議会へ報告
<p>協議結果</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・H**年*月*日 平成○年度第●回地域協議会で意見をまとめ、上越市へ意見書を提出。

○板倉区地域協議会及び各部会の活動（自主的審議事項）について

	重点・懸案事項	検討課題	担当部会	審議内容	前期地域協議会からの引継ぎ事項	今期の動き
1	廃屋・空き家の増加と有効利用について	<ul style="list-style-type: none"> ・転出後の住宅管理届出書のマニュアルの作成 ・(1)財産管理(2)転入(3)転出 ・各町内会の役員が交代で引き継ぐ際に使用する 	地域振興部会	<ul style="list-style-type: none"> ・転出後の住宅管理届出書について ・町内会長への空き家対策のマニュアル作成について ・地域協議会勉強会の「空き家等の適正管理及び活用促進に関する条例」について 	<ul style="list-style-type: none"> ・町内会（地区）へ転出後の住宅管理届出書、空き家対策のマニュアル、空き家バンクについて説明して周知を図るよう、行政に依頼継続。 	<ul style="list-style-type: none"> ・町内会に市とともに提案済 ⇒H29. 7. 24 審議終了
2	要援護者の支援体制について	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時の高齢者の安全確保や近隣で見守るための基礎データとして、板倉区全体のマップの修正案等を検討する 	健康福祉部会	<ul style="list-style-type: none"> ・要援護者の支援体制図の修正を行うと共に、それが実施されるように関係機関に要望した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・上越市の新しい総合事業が始まったため取り巻く環境が大きく変化し、H26年度にまとめた要援護者支援体制が実情と合わなくなっているため、新たに見直しを行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市の見直しが終了 ⇒H29. 7. 24 審議終了
3	板倉区観光振興の明確な方向付けについて	<ul style="list-style-type: none"> ・板倉区の観光の中核となる組織の役割の明確化を検討する 	産業建設部会	<p>平成 26 年度で示された板倉観光の方向性の骨子</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 板倉区の観光の推進役は「ゑしんの里観光公社」とする。 2 観光の中心を「ゑしん」と「光ヶ原」に置き、多様な自然と歴史をPRしていく。 <ul style="list-style-type: none"> ・27年度は板倉観光の広報活動と実利を目指し地域限定旅行業のライセンス取得を実現したものの、実際的な動きはほとんど皆無に等しく、「人」「金」「もの」を早急に投入し、体制強化を進めることが焦眉の課題である。 ・光ヶ原そのものの利活用と、広域観光の促進による上越地域の波及効果が十分に期待できる「光ヶ原・関田峠」間 1.5 車線化を早期に実現するために検討会に参画し、「上越市」「新潟県」双方に説得力のある要望書の提出を企画中。 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 25 年度で示された「板倉区の観光の方向性」の推進及び板倉区の観光の推進役としての「ゑしんの里観光公社」の体制整備について市として強力な指導力を発揮してもらうよう働きかけを継続する。 ・2020 年が「恵信」没後 750 年忌を迎え、恵信終焉の地、板倉が空前の来場者を迎えると予想される。これを観光促進の一環として捉え、気運の醸成、インフラ整備を早期に開始する必要がある。 ・板倉ならではの特産物開発を提言していただきたい。 ・「光ヶ原・関田峠」間 1.5 車線化の実現に向け、委員会として主体的に関与していただきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・光ヶ原については一定の結論が出ている。 ⇒継続審議 ⇒元気が出る提案事業に向け検討中
4	板倉区の小学校のあり方について	<ul style="list-style-type: none"> ・板倉区の最重要課題と捉え協議会全体制で取組んだ ・平成 27 年度は各校区 2 回(6 月、8 月)の意見交換を行い、年末に各校区の意見をまとめ提出いただいた 	地域振興部会 →H28～全体で協議	<ul style="list-style-type: none"> ・3校区と1校区(豊原)の意見の相違をどうするか、地域協議会としての意見のまとめを行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・他校区の意見、今後の児童数の推移、各集落別年齢別人口のグラフ化など資料を示し、1校に統合する方向で再度豊原校区と意見交換会を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・H29. 3. 28 に意見書を提出 ⇒R3. 4 月開校に向けて準備中
5	中山間地の耕作放棄地対策	<ul style="list-style-type: none"> ・過疎、高齢化以外の要件について、課題の整理を行う 	産業建設部会	<ul style="list-style-type: none"> ・不在地主の土地が耕作放棄となる現状を考慮すると、早期に手放すことを促進する施策が必要。 ・明らかに耕作不適地が農地となっている土地が至るところに見られる。簡便な方法で地目変更できるようにすることが必要ではないか。 ・定住型の中山間地支援のための人を板倉区にも配置してほしい等の意見が出されたものの深化し、課題として整理するまでに至らなかった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・どれをとっても大きな法や制度の壁があり、別の次元での議論が必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・結論が出ない ⇒H29. 7. 24 審議終了
6	交通弱者・買い物弱者への対応について	<ul style="list-style-type: none"> ・デマンドバスが、ほとんど利用されていないため、民間の活力を利用した方法を検討する 	健康福祉部会	<ul style="list-style-type: none"> ・特に高齢者が商店街等を利用しやすくするために板倉区内の路線バス経路の検討を行い、関係機関に経路変更を要望した。 ・上越妙高駅への路線バス乗り入れを関係機関に要望した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・板倉区内の路線バス経路実現に向けてフォローする。 ・上越妙高駅への路線バス乗り入れ実現に向けて更なるフォローを行う 	<ul style="list-style-type: none"> ・H29. 4～バス路線見直し済 ⇒H29. 7. 24 審議終了

「板倉保養センター」の営業時間変更について

指定管理者からの申請に基づき、板倉保養センターの営業時間を一部変更します。

1 板倉保養センター

- 変更する期間：令和2年1月15日（水）～令和2年2月28日（金）
- 変更内容

【食堂】

	営業時間			
	昼		夜間	
	平日	土日祝日	平日	土日祝日
通常	午前11時～午後2時		午後5時～午後8時	午後5時～午後8時
変更	変更なし		休止	変更なし

【日帰り入浴】

	営業時間	
	平日	土日祝日
通常	午前10時～午後8時	午前10時～午後8時
変更	午前10時～午後6時	変更なし

- 変更理由
 - ・冬期間は雪の影響を受け、夕方以降の利用者が少ないため。
 - ・経費の削減と従業員の労働環境を改善するため。

2 周知方法

- ・館内の張り紙や施設のホームページ、1月15日号の区だよりで実施します。

**公の施設の再配置計画（個別施設計画）
策定に係る取組状況について**

1 公の施設の再配置計画（個別施設計画）の概要

(1) 計画期間

令和3年度～令和12年度（10年間）とし中間年に当たる令和7年度に見直しを行う。

(2) 取組方針

以下の4つの取組方針に基づき公の施設の再配置を検討する。

取組方針	具体的な取組
① 人口や財政状況を踏まえ施設の配置を検討	廃止（休止）
② 地域の実情を踏まえ施設の配置を検討	用途の変更 機能の集約
③ 利用状況を踏まえ適切な管理者によるサービス提供を検討	民間譲渡 貸付又は譲渡
④ 長期にわたり利用促進を図るため計画的な修繕等について検討	施設の長寿命化

2 関係者との協議について

(1) 目的

区内の各施設の配置状況や利用状況、維持管理費等を踏まえ、将来を見据えた施設の適正配置について意見交換し、令和2年度末（令和3年3月）に策定する再配置計画に反映する。

(2) 関係者との協議の進め方

- ・ 各施設の配置状況や老朽化度、利用者状況、維持管理費などに基づき『将来の在るべき姿』を協議
 - ・ 施設カテゴリー毎に、区内や周辺の配置状況を参考に再配置候補施設を選定
 - ・ 再配置の実施に向けた課題や対応策等の意見聴取
- ↓
- ・ 意見を踏まえ、再配置候補施設リストを作成

(3) 計画策定までのスケジュール

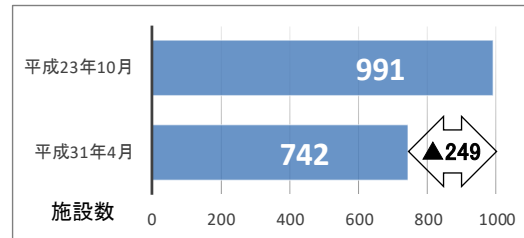
時 期	内 容
H31.3～	○全28区の地域協議会に第6次上越市行政改革推進計画の策定に伴い公共施設の見直しを含む行政改革の取組の概要を説明
R1.10～11	○全28区の地域協議会に今後の「公の施設の再配置計画」の取組について説明
R1.12～R2.3	○地域協議会に公の施設の再配置の取組状況を報告 ○関係者との協議（利用者、地元町内会、その他影響が想定される団体等） ※再配置に伴う課題に対する対応策をあわせて協議し再配置計画に反映
R2.4～12	○地域協議会に関係者との協議に基づき作成した再配置候補施設リストを示す ※再配置に伴う課題に対する対応策をあわせて協議し再配置計画に反映 ○パブリックコメントの実施（計画案の公表）
R3.3頃	○公の施設の再配置計画（個別施設計画）策定・公表
<参考> R3.4～R12.3	公の施設の再配置の実施 ○関係者と正式協議（方針決定） ○地域協議会に諮問 ➡ 答申 ○市議会で議決 ➡ 施設の再配置（廃止、譲渡等）

今後の「公の施設の再配置計画」の取組について

公の施設の再配置の取組状況と現状と課題について

1 これまでの取組状況

市町村合併後、公の施設の廃止や譲渡を進め、平成23年10月時点で991施設あった公の施設は、平成31年4月1日現在、742施設となっています。



2 現状と課題

現状

○人口推計

合併当時21万人であった人口は、減少傾向が続いており、令和27年には、推計で約14万人となる見込み。
(H31.4.1現在の人口：192,068人)

○財源不足

市の財政は、歳出が歳入を上回るため、財源不足を基金の取崩しで補う状況が続く見込み。(R2~R4年度で49.6億円の取崩しを予定しており、また、R5以降においても収支均衡を図る目途がたっていない。)

○公の施設の状況

- 多くの施設の老朽化に伴う、維持管理経費と更新費用増加の見込み。
(今後40年間の維持・更新費用試算額：約4,325億円)
- 合併前の各市町村で進めた施設整備により多くの類似施設を保有している。(温浴施設、体育館など)

課題

- 人口減少
- 施設機能の重複する配置
- 施設更新、維持管理に係る財政負担の抑制
- 施設機能の適正な維持
*老朽化する施設に対する計画的な修繕の実施、機能を維持するための複合化(機能集約)

公の施設の再配置計画(個別施設計画)について

1 公の施設の再配置の必要性

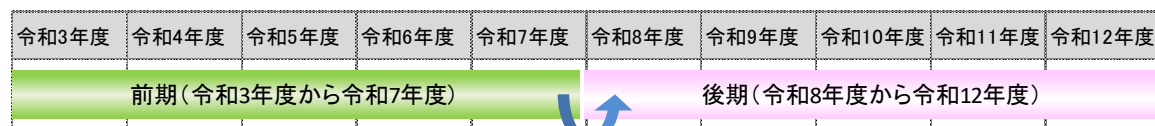
将来予測される人口減少や収支不足の市の財政状況等を踏まえ、今後、施設の老朽化がますます進行し、大規模修繕や更新が見込まれる中、多くの施設を現状のまま維持していくことは困難な状況です。

このような状況の下、今を生きる私たちは、地域の皆さんと共に、子どもや孫など次代を担う世代が今後も安心して暮らすことができる将来を見据え、教育や福祉を始めとした市民生活を支える基礎的なサービスを安定的に提供していくためにも、施設の廃止や機能の集約を行う必要があります。

また、継続すべき施設については、末永く利用していただくため、適切に維持・管理し、長寿命化を図ることとしています。

2 基本事項

- 計画期間：令和3年度～令和12年度の10年間とし、令和7年度に見直しを行います。

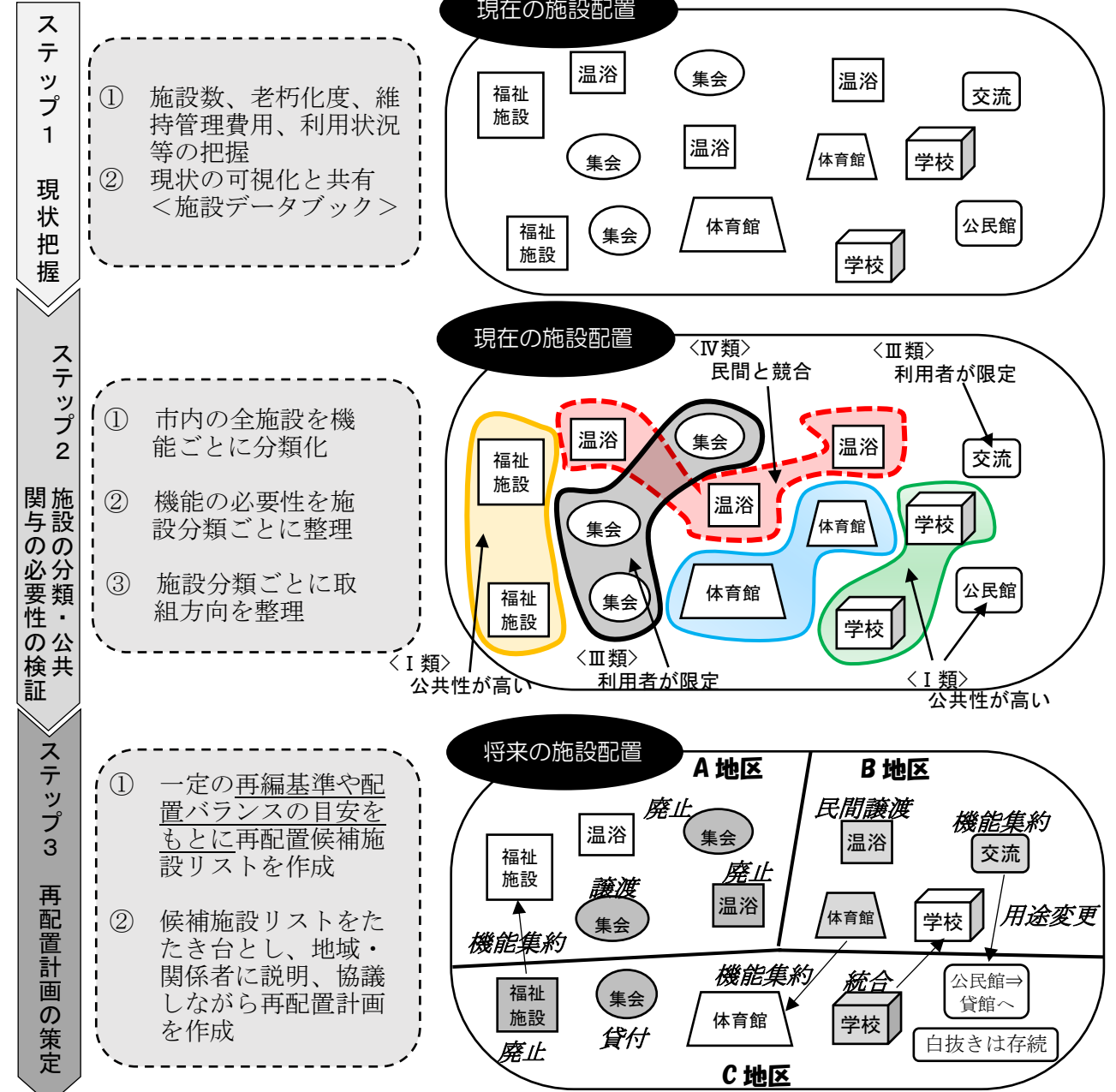


見直し

3 今後の取組の方針

取組方針	具体的な取組
①人口や財政状況を踏まえ施設の配置を検討	廃止(休止) 用途の変更
②地域の実情を踏まえ施設の配置を検討	機能の集約
③利用状況を踏まえ適切な管理者によるサービス提供を検討	民間譲渡 貸付又は譲渡
④長期にわたり利用促進を図るため計画的な修繕等について検討	施設の長寿命化

4 今後の取組のイメージ



将来的な施設の配置について

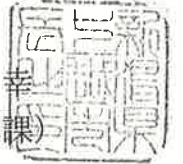
今後、人口減少等による利用状況の変化などに対応するため、これまで地域自治区ごとに配置している施設を、複数の地域自治区で供用すること、また、複数の異なる機能の施設を集約することで維持管理費用の削減を図ることが必要と考えています。



上教ス第 6388 号
令和元年 11 月 21 日

板倉区地域協議会
会長 平井 達夫 様

上越市長 村山 秀幸
(教育委員会スポーツ推進課)



上越市板倉運動広場照明設備の廃止について (通知)

令和元年 10 月 18 日付けで答申のあった諮問第 121 号上越市板倉運動広場照明設備の廃止について、下記のとおりとしますので、お知らせします。

記

諮問のとおり上越市板倉運動広場照明設備を廃止することとし、令和元年上越市議会 12 月定例会に所要の条例案を提出します。

令和元年度の地域協議会の予定について

○今後のスケジュール

日程	内容
令和2年 1月8日(水)	第12回板倉区地域協議会 ・報告(時間外受付) ・諮問(公民館分館の廃止) ・協議(R2地域活動支援事業、活動報告会)
1月中	各部会開催、編集会議開催
2月1日(土)	地域協議会だより第50号発行 ・活動報告会の案内 ・地域協議会委員の募集 広報上越2月1日号発行 ・各区の地域協議会報告会の案内
2月6日(木) (案)	第13回板倉区地域協議会 ・協議(活動報告会、次期委員への引継ぎ)
2月上旬	地域協議会委員公募の告示(前回:2/8)
2月19日(水) または22日(土) 24日(月) 3月1日(日) (案)	地域協議会活動報告会 ・地域協議会の活動報告(総括、各部会) ・令和元年度地域活動支援事業活動報告(3団体程度) ・令和2年度地域活動支援事業の説明 ・地域協議会委員募集の説明
3月上旬～下旬	地域協議会委員公募受付期間(前回:3/9～21)
3月下旬(案)	第14回板倉区地域協議会 ・R1地域活動支援事業報告会 ・協議(R2地域活動支援事業の周知、次期委員への引継ぎ)
4月1日～5月8日 (案)	令和2年度地域活動支援事業募集期間(前回:4/1～5/7)
4月26日(日)	地域協議会委員選任選挙
4月28日(火)	地域協議会委員任期終了